

令和5年10月スタート!

特集
インボイス
制度 ②

インボイス制度が始まった場合の

センターや会員への影響について

前回に引き続き、全国のシルバー人材センターの運営と登録会員全てに大きな影響がある「インボイス制度」について解説します。今回は、インボイス制度が始まることによってセンターにどんな影響があるのかを解説します。

1 消費税の計算を簡単に表すと次のようになります。

$$\text{「預かり消費税」} - \text{「支払い消費税」} = \text{「税務署に納める納税額(消費税)」}$$

2 現在の消費税の流れ

インボイス制度が始まるとここが変わる!



04

発注者が負担した110円を納税してもらいたいが、免税事業者から納税されない。

シルバー人材センターが
納税するときの計算

配分金の預かり消費税	100円
事務費の預かり消費税	10円
会員への支払い消費税	-100円
税務署への納税額	10円

シルバー会員が
納税するときの計算

- ① シルバー会員の多くは「免税事業者」を選択し納税の義務は免除される。
- ② 消費税簡易課税選択届を出して納税する場合
 $\text{配分金 } 1,100 \text{円} \times 10\% = 110 \text{円(A)}$
 $110 \text{円} \times \text{みなし仕入れ税額 } 50\% = 55 \text{円(B)}$
税務署への納税額(A) - (B) = 55円
※通常②を選択される方はいないと思います。

3 インボイス制度 開始後 の消費税の流れ

インボイスとは、「事業所番号」が記載されている請求書や領収書のことを言います。

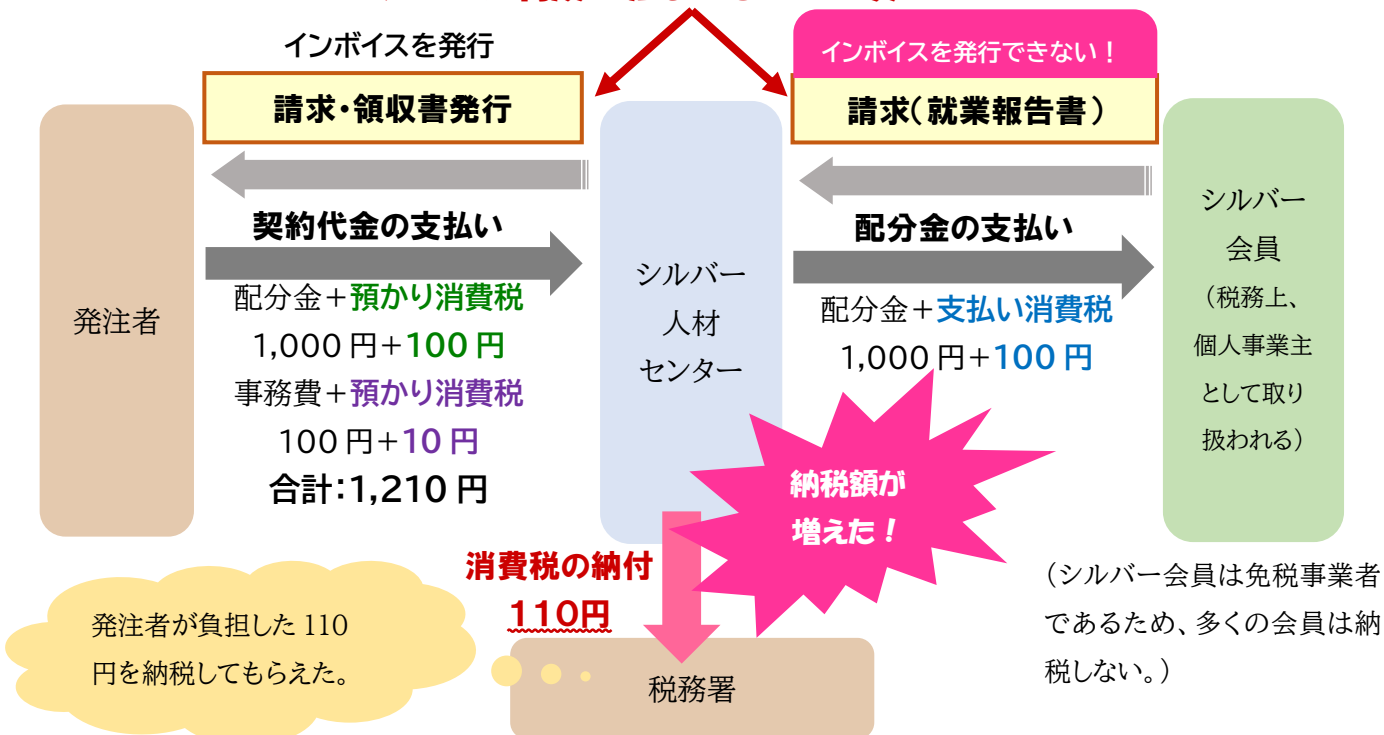
インボイスを発行できる事業者は、「登録制」で「消費税を払っている事業所」に限られます。

今までは、消費税を引き算する条件として、請求書や領収書に「名前・金額等の記載」があれば引き算することが認められてきました。

インボイス制度がスタートすると、支払い消費税を引き算できるのは、インボイスがある場合に限られます。

これが、シルバー人材センターにとって大問題となります。

インボイス制度が始まるとここが変わる！



シルバー人材センターが納税するときの計算

配分金の預かり消費税	100円
事務費の預かり消費税	10円
会員への支払 × 消費税	100円
税務署への納税額	110円

今までは引き算できたのにできなくなった!

会員=免税事業者はインボイスを発行することができず引き算することができない。

今回のまとめ

消費税の納税額を計算する際、インボイス制度がスタートすると(令和5年10月～段階的)、これまで引き算できていた支払い消費税が、引き算できなくなります。

今回の事例では、10円の納付額が110円に増加しました。これを現在のシルバー人材センターに当てはめると、約400万円の納付額が、**約5,400万円**納付する試算となっております。

これは、シルバー人材センターの事務局が自助努力で賄える額を遥かに超えており、事業を継続することは困難です。

次回は、「**インボイス制度に向けてセンターの対応策**」をご説明いたします。

(出典 公益社団法人 中野区シルバー人材センター 広報誌「シルバーなかの」)